

新聞折込広告取扱基準と注意事項

■新聞折込広告取扱いについての注意事項

- 月曜日・祝祭日の翌日、新聞休刊日の翌日は、折込広告の取扱いができない販売店があります
- 変形サイズなど特殊な形状のものは取り扱えない場合があります
- チラシ紙面の表現などにより折込広告の取り扱いをお断りする場合があります(詳細は以下に記載)
- 天災・事故等、不慮の事由により折込不可能になる場合や折込日の変更をお願いする場合があります
『地震』、台風や集中豪雨による『水害』『土砂崩れ』、『豪雪』『火災』『感染症』『大規模停電』など

★ 広告表示一般注意事項(法律その他の社会的規範に触れるおそれのあるものは扱わない)

■責任の所在および内容が不明確なもの

- 広告主名・所在地名・連絡先が記載されていないもの
- 広告の意味・目的が分からないもの
- 重要事項が表示されていないもの

■虚偽または誤認される恐れがあるもの

- 「日本一」「世界一」など最高・最大級の表現、「確実にもうかる」「絶対に痩せる」など断定的表現を何の裏付けもなく使用したもの
- 「不当な二重価格表示広告」・「おとり広告」

■公序良俗を乱す表現のもの

- 露骨な性表現、あるいは暴力や犯罪を肯定・礼賛する広告、麻薬・覚醒剤の使用を賛美したり、その他残虐な表現のある広告
- せん情的な文言や写真・図柄等を使用、青少年に有害と思われるもの

1 金融関係

〔必要な表示事項〕

1. 「商号」「名称」又は「氏名」及び「登録番号」
貸金業者登録簿に登録されたもの
 - ① 社団法人各都道府県貸金業協会会員である場合は、協会員番号(加入は任意)
 - ② 貸金業協会での広告審査を受け、協会の承認等を得ているものはその協会員番号
 - ③ 貸金業者の登録番号が表示してあるもの
 - イ. 2つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して、その事業を営もうとする増合 → 財務局長登録 (例)〇〇財務局長(1)第△△△△△号
 - ロ. 1つの都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して、その事業を営もうとする場合 → 都道府県知事登録 (例)〇〇県知事(1)第□□□□□号
2. 貸付利率 年率、手数料・調査料等を含む実質年利(小数点以下1位まで表示)
3. 返済方式・返済期間・返済回数
4. 賠償額(違約金)の割合: 当該賠償額の元本に対する割合(小数点以下1位まで表示)
5. 要担保の場合は当該担保に関連する事項
6. 金銭の貸借を媒介する場合は、媒介手数料を表示する(5%以内)

〔その他の注意事項〕

1. 貸金業者の上限利息は、実質年29.2%(出資法の制限利率)迄である。
(手数料・調査料・礼金等を含む実質年利でなければならない)
2. 窓口における簡易な審査のみによって、無担保・無保証で貸付ける場合は、50万円または年収の10%以内である
3. テレホンローン(振込ローン)は、“要審査”表示が必要である
4. 自動契約機も店頭と同様の審査を行っている旨を表示し、“簡単・ラクラク・誰にも会わず”の表示はしてはならない
5. フリーダイヤル番号を表示する場合は、貸金業者登録簿に登録された本店または営業所の所在地・電話番号の表示が必要である(携帯番号のみの表示は不可)
6. 電話番号・ホームページアドレス・電子メールアドレスを表示する場合、貸金業者登録簿に登録された事項に係わるもの以外のものを表示してはならない
7. 融資保証金付表示のあるものは要注意
8. 年金担保融資は禁止されている
9. 「ヤミ金融情報」の確認方法
関東財務局 (www.mof-kantou.go.jp/kinyu/touroku/kashikin.htm)
東京都貸金業協会 (<http://www.tokinkyoo.or.jp/>)

● 不適切な表示・表現の例

◎客寄せが目的で主力商品と誤認させる特定の商品の広告

- ・〇〇ローン今月に限り無条件融資
- ・〇〇ローン特別低利融資中
- ・業界一の簡単キャッシング

◎公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示

- ・「年金」「年金担保」「年金立替」「年金信用融資」
- ・「恩給」「恩給担保」「恩給立替」

◎客観的事実に基づかない表現は誇大広告となります

- ・財務省公認・〇〇県公認 ・〇〇県知事免許
- ・財務省登録・金融庁登録・上場予定
- ・日本一、日本最大・ご利用〇〇万人突破

◎他店利用者や返済能力のない人を勧誘する広告

- ・他店利用者 是非相談・他店利用者 大歓迎
- ・他店利用件数は問題ではあいません
- ・今あなたは何件利用していますか
- ・貸出窓口 大幅拡大 ・切替え・借換え
- ・返済でお悩みの方・多額借入中の方も
- ・他店〇〇万円以上借入の方でも可
- ・失業中の方 ・他店に断られた方
- ・多重債務一本化 ・18歳以上(×未成年)
- ・学生ローンあり

◎貸付利率が他の業者の貸付利率よりも低い旨を具体的数字を示さずに表示している広告

- ・低利の我が社にまとめてみませんか
- ・超低利、金利最低どこよりも安い
- ・1/2のお利息

◎借入やすさを過度に強調したり、借入意欲をそそるような広告

- ・面倒な手続き不要 ・マイカー給油の間に
- ・法定金利以下 ・利息は1日セブンスター1箱分・秒速借入、秒速返済
- ・〇〇日間のみ年利〇〇%でご融資 ・何回でも借入可能
- ・借りやすさNo.1 ・大きく借りてイキイキライフ
- ・ラクラクキャッシング ・「らくらく」返済
- ・利率1%など著しい低金利

◎無条件、無審査で借入可能と誤解を招く広告

- ・ジャンジャン融資 ・完全融資
- ・無制限貸出し ・必ず貸します
- ・お断りすることはありません ・名刺1枚でご融資OK
- ・希望額 ・その場で〇〇万円
- ・年齢不問 ・ご夫婦で〇〇万円
- ・無条件、無審査で〇〇万円
- ・借入が困難な方 ・どなたでも

2健康食品(不適切な表示・表現)

- 疾病の治療または予防を目的としたもの
(例)糖尿病・高血圧・動脈硬化の人に、ガンが良くなる、眼病の人のために、等
- 身体の組織機能の一般的増強・増進を目的とした効能・効果を謳っているもの
(例)「疲労回復」「体力増強」「老化防止」等
- 薬品的な効能・効果を標榜しているもの・含有成分の表示で暗示するもの
(例)「体質改善で知られる〇〇を原料とし」等
 - ・起源、由来等の説明で暗示しているもの
(例)「〇〇という古い自然科学書をみると」等
 - ・「効果」「効用」の表現や「薬」等の文字で暗示したもの
(例)「病院等でもその効果が認められています」
「生薬」「薬草」「薬用されている」等
- 医薬品的用法・用量を表示しているもの
(例)「一日〇回」「一日〇錠」「食後〇〇分以内に水で服用」
但し、「一日〇〇粒くらいを目安として…」等は違反とはならない
- 健常者以外への呼びかけ表現の禁止
(例)「〇〇病の方へ」「更年期の方へ」「病中・病後の方へ」等
- 極めて短期間で痩せるような「痩身効果」を謳っているもの
(例)「1カ月で10kg」「一週間で4kg」等
- 新聞・雑誌等の記事、医師・学者等の談話、学説・経験談などを引用
または掲載しているもの

特定保健用食品

厚生労働大臣の許可を受けて、特定の保健目的で摂取をする者に、保健目的が期待できる表示をする食品のこと



栄養機能食品

特定の栄養成分を含むものとして厚生労働大臣が定める基準に従い当該栄養成分の機能表示をするもの

3医療・医療類似行為

〔医療〕

(表示可能な事項)

- 医師・歯科医師である旨
- 診療日・診療時間・診療科目名
- 建物・施設などの写真
- OCT、MRIガンマナイフなどの医療機器
- 病院(診療所)等の名称・電話番号・所在地
- その他厚生労働大臣の定める事項
- 写真・イラスト・絵文字
- セカンドオピニオンに関すること

(禁止事項)

- 専門外来
- 死亡率
- 術後生存率
- 絶対安全な手術
- 日本一
- ONO.1
- 患者の体験談
- その他公序良俗に反するもの

〔按摩、マッサージ指圧師、はり師・きゅう師等柔道整復師〕

(表示可能な事項)

- 業務の種類(按摩・マッサージ・はり・灸等)
- 施術者の氏名・施術所の名称・電話番号・所在地
- その他厚生労働大臣が指定する事項

〔カイロプラクティック療法に関する注意事項〕

- 禁忌対象疾患の確認
(腫瘍性・出血性疾患、療法により症状を悪化させる頻度の高い疾患とされている
椎間板ヘルニア、復縦靭帯骨化症等)
- 一部の危険な手法の禁止(身体に危険な損害を与えるもの)
- 適切な医療受療の遅延につながる表現
- 誇大広告の禁止(ガンの治癒等)

4 医薬品・化粧品・医療機器

〔医薬品〕

- 承認を受けた効能効果の範囲を超えるもの
- 効能効果の一部を強調し誤認を与える表現
- 具体的効能効果を適示、確実であると保証するような表現
- 最大級またはこれに類する表現
- 品質、効能効果、安全性で他社製品を誹謗するもの

〔化粧品〕

- 「生薬エキス」「薬草抽出物」など「薬」の字が含まれたもの
- 「漢方成分抽出物」のように「医薬品」という印象を与えるもの
- 「アロエエキスを配合した化粧水です」など配合目的を付していないもの

〔医療機器〕

- 厚生労働省の承認を受けていないもの
・承認番号表示 20900BZZ00456001号 など
- 誤操作のない安全設計、絶対安全など

5 エステティック(美顔・痩身)サロン

〔注意事項〕

- 直流・高周波電源を使用の「脱毛行為」(医療行為に充当)
- 全利用者に同一の効果があるかのような表示(例:使用前後の比較写真)
- 「完全」「完璧」「絶対」「永久」「保証」「治療」「治す」「医学的」「診察」「予防」的表現
(例:永久脱毛・部分痩身)
- 立証できない「世界初」「超」「業界一」「最高」「一級」的表現
- 方法・目的・条件等目的が明確でないモニター募集
- 条件表示のない「無料体験痩身」等

6 不動産

- 物件の種類別に記載必要項目の表示が必要
物件の種類 (例)分譲住宅、売地・貸地、分譲共同住宅、賃貸共同住宅等
- 記載必要事項 (例)・広告主の名称、所在地、電話、免許証番号、所属団体
・物件の所在地、アクセス
・開発面積、区画数、販売区画数、区画面積(建蔽率、容積率)
・市街化調整区域の制限・価格、保証金、敷金等
- 不動産表示に関する公正競争規約・宅地建物取引業法・農地法・都市計画法に基づく表示が必要

7 通信販売・販売促進

〔特定商取引法で義務づけられている事項〕

- 販売者の名称・住所・電話番号
- 商品の送料・代金の支払い時期及び方法(特に前払い表示は要注意)
- 商品の引渡し時期・商品の返還に関する説明表示
(例)全額返金保証の場合は、条件明示
- 商品の販売数量の制限、その他の条件がある場合は、その内容を明示
- 注意を要する商品(風水、バイブル本等)

〔おとり広告〕

- 優良誤認表示
 - ・キズ物、ハンパ物、中古品であるのにその表示がない
 - ・新型品であるかのように表示して旧型品である場合
 - ・特売用品であるのに、通常品であるかのように表示
- 有利誤認
 - ・値引除外品があるのに「全店3割引」などを表示
 - ・自社通常価格と変わらないのに廉価を表示

8 弁護士・認定司法書士広告

〔禁止事項〕

- 誤導・誤認のおそれ…「保釈の実績〇〇件」「〇〇事件はお任せ下さい」等
- 誇大または過度の期待をもたせる…「どんな事件でも解決」「たちどころに解決」等
- 特定弁護士及び法律事務所との比較…「〇〇事務所より豊富なスタッフ」等
- 「日本弁護士連合会」等の会則違反の広告…「成功報酬のみで受任する」「着手金一律〇〇万円」等
- 弁護士の品位または信用を損なうおそれ…法の抜け道・抜け穴教えます
- 訴訟の勝訴率
- 「専門」「得意」等の表現をした広告
但し、「顧問先・依頼者名」「受任中の事件」「過去に関与した事件」については、
依頼者の書面による同意があれば表示可能

9 選挙広告

〔折込可能なビラ〕(衆議院議員選挙の事例)

- 「小選挙区選挙ビラ」候補者や候補者届け出政党の出す選挙運動のビラ
候補者個人用はA4版(候補者届け出政党用はA3版以内のもの)
共に、一枚毎に都道府県選管の証紙が貼ってあるもの
- 「比例代表選挙ビラ」名簿届出政党等が頒布するビラ、選挙区ごとに中央選挙管理委員会に届け出たもので、名簿届出政党等の名称、頒布責任者、印刷者の氏名、住所が記載されているもの。枚数、大きさに制限無し。「公職選挙法第142条第3項の規定によるビラである旨を表示する記号を記職したもの。(例)衆比〇〇選挙区届出ビラ〇〇号

※以上何れも立候補届出受理後から投票日前日までの間に頒布するものに限る。

※ビラの頒布を引き受けるかどうかは販売所の自由な判断によります。

引き受ける際は、政党あるいは候補者側から必ず念書を取るようして下さい。

ビラが破損した場合でも絶対に破棄処分しないで必ず政党あるいは候補者側に返却して下さい。

上記以外は選挙管理委員会に確認

10求人

〔必要な表示事項〕

○求人者の名称・所在地・電話番号

○当該企業の業種と求職者が就業する職種または仕事の内容

○応募資格・応募方法(学歴・職種・経験等)

○勤務条件(労働時間・交通費負担の有無・社会保険の有無等)

○雇用関係(社員・パート社員・アルバイト社員等)

○給与(賃金)及びその内容(固定給・歩合給・手当・日給・時間給等)

※「月給(月収・給与)〇〇万円」「平均月収〇〇万円」曖昧表現は誤認のもととなります。

11内職・副業・代理店等募集

○確実に高収入が得られる等の表現の禁止

(例)「確実に〇〇」「〇〇万円保証」等

折りづる・宛名書き・パソコン入力代行・アクセサリーの制作

○マルチ商法への規制

(例)「誰にでもできる」「必ず儲かる」的な表現はマルチ商法の可能性大

12商品・景品等を提供する広告(不当景品類及び不当表示防止法)

○一般懸賞……………個々の店舗が行うもの

○共同懸賞……………商店街などが共同で、年末大売出しなど期限を限って行うもの

○総付け懸賞……………商品購入者または入店者の全員もしくは先着順に景品類を提供するもの

○オープン懸賞……………上限なし

	取引価格	最高額	総額の最高限度額
一般懸賞	5,000円未満	取引価格の20倍	売上予想の2%
	5,000円以上	10万円	
共同懸賞	取引価格にかかわらず	30万円	売上予想の3%
総付け景品	1,000円未満	200円	
	1,000円以上	取引価格の10分の2	

13その他

○景品表示法に基づいた関係告示及び公正競争規約に反するもの

○その他、「新聞折込広告基準」に反するものや、新聞社や新聞販売店が不適切であると判断した広告の新聞折込はお断り致しておりますので、ご了承ください

注：法令等の改正により内容が変更になる場合がございます。予めご了承ください。